

出雲市水道料金等審議会の答申について

1. 答申について

(1)水道料金の額

①平均改定率

1 2. 5 %の引上げとすることが適当である。

②従量料金の区分

5 区分から 4 区分に変更することが適当である。

(1 0 0 m³を超える区分を、5 0 m³を超える区分に統合)

③料金表

新料金表 (消費税抜き) は、次のとおりとすることが適当である。

新料金表

(1 か月につき)

(消費税抜き)

メーター の口径	基本料金 8 m ³ まで	従量料金 (1 m ³ につき)			
		8 m ³ を超え 16 m ³ までの分	16 m ³ を超え 25 m ³ までの分	25 m ³ を超え 50 m ³ までの分	50 m ³ を超え るもの
13 mm	1, 160 円	151 円	165 円	182 円	216 円
20 mm					
25 mm					
30 mm	1, 850 円	190 円	195 円	202 円	
40 mm					
50 mm					
75 mm					
100 mm					
150 mm	17, 500 円				
200 mm	92, 000 円				

(2)改定の時期

平成 3 2 年 (2020) 4 月 1 日とすることが適当である。

(3)附帯意見

今後の水道事業の経営に当たっては、社会情勢や水需要の動向等に応じた、適切な料金水準及び料金体系となるよう、料金算定期間である 4 年を目安に定期的な検討をされたい。

2. 諮問について

水需要の減少に伴う料金収入の減少傾向、施設の更新需要の増大や耐震化に伴う支出の増加、平成29年度の簡易水道事業の上水道事業への統合による維持管理費等の増加により、水道事業の経営環境は厳しいものとなっている。

このような状況の中、平成29年11月1日、市長から水道料金等審議会に対し、「水道料金の額」及び「改定時期」について諮問した。

3. 経営状況について

- ・平成29年度の供給単価と給水原価 ※（ ）内は平成28年度
供給単価 160円/㎥（160円/㎥）
給水原価 167円/㎥（上水道134円/㎥・簡易水道528円/㎥）
※供給単価：使用者からいただく1㎥あたりの単価
給水原価：1㎥作るのに必要な経費

4. 料金改定の基本的考え方

- (1)料金算定期間 平成32年度から平成35年度までの4年間
- (2)建設改良費 平均約14.3億円/年
- (3)企業債 3億円借入/年
- (4)内部留保資金残高 15億円程度を確保

5. 料金改定

- (1)平均改定率 12.5%（供給単価160円/㎥ → 180円/㎥）

(2)料金体系の考え方

①小口径（13mm・20mm・25mm）

- ・一般家庭への影響を考慮し、基本料金は平均改定率より抑え、現行で給水原価を下回っている従量料金についても、給水原価を下回る範囲で引き上げる。

②中口径（30mm・40mm・50mm・75mm）、大口径（100mm・150mm・200mm）

- ・50㎥を超える区分を1つの区分に統合し、100㎥を超える区分の単価を平均改定率より抑えることで負担の公平性を図る。
- ・大口径の基本料金は安価な状況のため見直し、従量料金と合わせた水道料金が平均改定率程度となるように考慮する。

6. 改定の時期

料金算定期間を平成32年度から平成35年度の4年間としたこと及び住民への周知期間を考慮し、平成32年4月1日から使用する水量の料金に適用する。

7. 添付資料：答申書（写） 別添のとおり




答 申 書

出雲市水道料金等について

平成30年（2018）10月26日

出雲市水道料金等審議会

出雲市長 長岡秀人様

出雲市水道料金等審議会
会長 糸原直彦 

出雲市水道料金等について(答申)

平成29年(2017)11月1日付け、水営第288号で諮問された出雲市水道料金等について、慎重に審議を重ねた結果、結論を得たので次のとおり答申する。

記

1. 水道料金の額

(1)平均改定率

12.5%の引上げとすることが適当である。

(2)従量料金の区分

5区分から4区分に変更することが適当である。

(100m³を超える区分を、50m³を超える区分に統合)

(3)料金表

新料金(消費税抜き)は、次のとおりとすることが適当である。

新料金表(1か月につき)

(消費税抜き)

メーター の口径	基本料金	従量料金(1m ³ につき)			
	8m ³ まで	8m ³ を超え 16m ³ までの分	16m ³ を超え 25m ³ までの分	25m ³ を超え 50m ³ までの分	50m ³ を超え るもの
13mm	1,160円	151円	165円	182円	216円
20mm					
25mm					
30mm	1,850円	190円	195円	202円	
40mm					
50mm					
75mm					
100mm					
150mm					
200mm					

※新料金表及び現行料金表(消費税8%込み)は、附属資料4に掲載

2. 改定の時期

平成32年(2020)4月1日とすることが適当である。

3. 附帯意見

今後の水道事業の経営に当たっては、社会情勢や水需要の動向等に応じた、適切な料金水準及び料金体系となるよう、料金算定期間である4年を目安に定期的な検討をされたい。

答申にあたって

1. 諮問について

本市の水道事業は、節水機器の普及等による水需要の減少に伴い料金収入が減少する傾向にある一方、水道施設の更新需要の増大や耐震化に伴う支出が増加する状況にある。さらに、平成29年度には簡易水道事業の上水道事業への統合もあり、維持管理費等の増加により、水道事業の経営環境は厳しいものとなっている。

そのため、地方公営企業として独立採算制の原則のもと、料金収入の確保を検討する必要が生じてきた。

このような状況の中、平成29年11月1日、市長から出雲市水道料金等審議会に対し、『水道料金の額』及び『改定の時期』について諮問を受けた。本審議会では、12名の委員により、7回の審議会を開催し、高い安全性が求められる水道施設の適切な更新、経営の安定化、また将来世代を含めた負担の公平性を見据え、慎重な審議を行い検討してきたところである。

2. 出雲市水道事業の状況

(1)経営状況

収益的収支の見通しでは、旧簡易水道事業に係る支出が収入を大きく上回ることが影響するため、平成29年度から経営状況が悪化し、純利益が大きく減少すると見込まれている。

現行の水道料金では、維持管理費等の増加により、平成29年度決算の給水原価（167円/m³）が供給単価（160円/m³）を上回り、営業収支が赤字になることが見込まれ、今後もこうした状況が続くと、内部留保資金が枯渇するおそれがある。

(2)施設の状況

本市の水道事業は、高度経済成長期からの水道施設の急速な整備により、給水区域を拡張し、現在では水道普及率は99%となっている。維持管理している施設（構造物・設備、管路）は、取水・浄水・配水・ポンプ等が343箇所、管路は、1,775kmにも及んでいる。これまでの施設整備により、給水人口1人当たりの管路延長は、全国平

均の2倍以上の12.3mである上、総延長の23%が法定耐用年数(40年)を経過している。

管路は、事故時の影響の大きい基幹管路※(137km)を中心に耐震化の取組が行われているが、基幹管路の耐震化率は、いまだ34.4%のため、引き続き取組が必要となっている。 ※基幹管路・・・導水管、送水管、口径350mm以上の配水管

(3)企業債残高の状況

企業債残高は、近年、繰上償還を進めてきたことに加え、新規企業債の発行を抑制してきたことから減少していたが、簡易水道事業の統合により、平成29年度の企業債残高は、前年度より約63億円増加し約148億円となった。

3. 料金改定の基本的考え方

水道事業は、市民生活に欠かすことのできない重要なライフラインであり、いつでも安全で安心な水を安定供給することが使命である。

また、地方公営企業として公共の福祉増進と独立採算制の原則のもと、安定経営を目指し受益者負担の適正化を図るとともに、水道料金は市民生活に直結するものであるため、できる限り安価となるようあわせて検討してきた。

このようなことから、料金改定に必要な基本的な考え方を次のとおりとした。

(1)料金算定期間

厚生労働省の指導や日本水道協会発行の水道料金算定要領では、おおむね将来の3年から5年を基準に設定することが適当とされており、料金算定期間を平成32年度から平成35年度までの4年間とした。

(2)建設改良費の考え方

建設改良事業については、出雲市水道事業ビジョンで方針が示されているように、今後は、水道施設の耐震性能の向上と老朽化した施設の計画的更新を図るため、基幹管路及び口径75mm以上の配水管を対象に更新計画を策定し、中でも基幹管路が優先的に進められる。こうした水道施設の更新及び耐震化に係る事業の実施にあたっては、年平均約14.3億円(管路10.3億円、構造物・設備3億円、人件費1億円)が見込まれ

ている。

これらの取組により、管路全体（延長1,775km）では、毎年の更新率を約0.7%（130年で更新）から平均1%（100年で更新）程度に引上げ、基幹管路及び口径75mm以上の配水管については、おおむね60年で更新することができる。

震災等の災害により給水が受けられなくなったときの住民への影響は計り知れないことから、今後も災害に強い施設とするための継続的な努力が望まれる。

(3)企業債の考え方

企業債残高は、過去に発行した企業債や簡易水道事業債の償還終了により、10年後には簡易水道事業統合前の残高程度までに減少する見込みである。

建設改良事業を安定的に実施するとともに水道経営の安定化を図り、現役世代の水道料金の水準を抑制し、将来世代に対しても著しい負担増とならないよう、当分の間、企業債の借入は3億円とした。

(4)内部留保資金残高の考え方

水道事業経営の安定と施設の継続的な更新に取り組んでいくため、運転資金及び建設改良費の財源として必要な内部留保資金残高は、年間料金収入見込の約半分の15億円程度とした。

4. 料金改定

(1)平均改定率

平均改定率は、前記の料金算定期間・建設改良費・企業債・内部留保資金残高の条件を踏まえ、現行の供給単価160円/m³を180円/m³とする12.5%の引上げとした。

(2)料金体系の考え方

①小口径（13mm・20mm・25mm）

一般家庭への影響を考慮し、基本料金は平均改定率より抑え、現行で給水原価（平成29年度決算167円/m³）を下回っている従量料金についても、給水原価を下回る範囲での引上げとした。

②中口径（30mm・40mm・50mm・75mm）及び大口徑（100mm・150mm・200mm）

多くの事業者が利用する中口径及び大口徑の従量料金区分は、使用水量の状況を踏まえて、50m³を超える区分を1つの区分に統合し、100m³を超える区分の単価については平均改定率より抑えることで、負担感を軽減するとともに負担の公平性を図ることとした。

また、大口徑の基本料金は安価な状況のため見直し、従量料金と合わせた水道料金が平均改定率程度となるように考慮した。

5. 改定の時期

料金算定期間を平成32年度から平成35年度の4年間としたこと及び住民への周知期間を考慮し、平成32年4月1日から使用する水量の料金に適用することとした。

6. 今後の水道料金の検討について

水道料金は、市民生活に直結したものであり、その影響は多大である。

全国的に人口減少や節水機器の普及等による水需要の減少が想定される状況や、絶えず施設等の更新が必要な状況を踏まえると、水道事業の安定した経営を行う上では、水道料金等の適時適切な検討、見直しが必要である。

こうしたことから、4年を目安に水道料金等審議会を設置され、適切な水道料金等の検討をするとともに、今後とも事業運営を適切に行い、できる限り安価な水道料金となるような経営に取り組んでいただきたい。

附属資料

1. 諮問書（写）
2. 出雲市水道料金等審議会 委員名簿
3. 審議会の開催状況
4. 新料金表及び現行の料金表（消費税8%込み）
5. 島根県内8市等の家庭用（口径13mm）月額料金比較

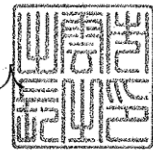


水 営 第 288 号
平成29年(2017) 11月1日

出雲市水道料金等審議会

会 長 糸原直彦 様

出雲市長 長岡秀人



出雲市水道料金等について（諮問）

水道事業は、節水意識の高まりや節水機器の普及による水需要の減少に伴い料金収入が減少する傾向にあり、一方では水道施設の更新需要の増大及び耐震化に伴う支出が増加する状況にあります。

また、簡易水道事業の上水道事業への統合もあり、水道事業をとりまく環境は厳しい状況です。

そこで、安心・安全な水道水の安定供給のため、適正な水道料金の料金水準や料金体系及び改定時期等について、多方面からの客観的なご意見をいただき慎重に検討すべく、出雲市水道料金等審議会条例（平成17年出雲市条例第341号）第3条の規定により、下記事項について貴会の意見を求めます。

記

1. 水道料金の額
2. 改定の時期

出雲市水道料金等審議会 委員名簿

(敬称略 五十音順)

氏 名	(委嘱時) 所属・役職等
足立 幹男	大社地域自治協会連合会 会長
飯野 公央	島根大学 法文学部法経学科 准教授
糸原 直彦	出雲商工会議所 専務理事
今井 順一	平田地域自治協会連合会 会長
上田 務	松江工業高等専門学校 名誉教授
太田 千恵	出雲地域自治協会連絡協議会 副会長
小村 慎二	出雲料飲組合 組合長
長岡 明生	平田商工会議所 専務理事
船越 均	アルファー食品(株) 管理本部 本部長
松尾 英子	多伎町連合自治会 副会長
山根 由美	島根県農業協同組合出雲地区本部 理事
横田 笑子	日本税理士連合会中国税理士会出雲支部 税理士

出雲市水道料金等審議会 開催状況

区分	開催日時及び会場	審議内容等
第1回	平成29年(2017)11月1日(水) 10:00~12:00	<ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱 ・正副会長選任 ・諮問 ・水道事業の概況について ・施設の概要について
	会場：出雲市役所 6階 委員会室	
第2回	平成30年(2018)4月20日(金) ※1月25日、2月13日からの変更 視察13:30~14:25 会議14:30~16:00	<ul style="list-style-type: none"> ・現地視察 (新向山第2配水池、来原浄水場ほか) ・水道事業の施設状況について
	会場：出雲市上下水道局 来原浄水場	
第3回	平成30年(2018)6月1日(金) 14:00~16:00	<ul style="list-style-type: none"> ・水道料金のしくみについて (料金決定までの流れ、料金改定の考え方) ・財政見通しについて
	会場：出雲市上下水道局 2階 入札室	
第4回	平成30年(2018)7月4日(水) 14:00~16:00	<ul style="list-style-type: none"> ・水道料金の水準について ・水道料金の体系について
	会場：出雲市上下水道局 2階 入札室	
第5回	平成30年(2018)8月1日(水) 14:00~16:00	<ul style="list-style-type: none"> ・水道料金の水準について ・水道料金の体系について
	会場：出雲市上下水道局 2階 入札室	
第6回	平成30年(2018)8月24日(金) 14:00~16:00	<ul style="list-style-type: none"> ・水道料金体系の改定について
	会場：出雲市上下水道局 2階 入札室	
第7回	平成30年(2018)10月11日(木) 14:00~16:00	<ul style="list-style-type: none"> ・料金改定の時期について ・答申書(案)について
	会場：出雲市上下水道局 2階 入札室	

※第2回は、寒波(平成30年1月25日)及び大雪(平成30年2月13日)の影響により、2度延期しました。

新料金表及び現行の料金表(消費税8%込み)

【新料金表(答申)】 (1か月につき)(単位:円 消費税8%込み)						
メーターの口径	基本料金 8m ³ まで	従量料金 (m ³ 当り)				
		8m ³ を超え 16m ³ までの分	16m ³ を超え 25m ³ までの分	25m ³ を超え 50m ³ までの分	50m ³ を超え 100m ³ までの分	100m ³ を超え 200m ³ までの分
13mm						
20mm	1,252.80	163.08	178.20	196.56		
25mm	10.5%	15.0%	15.0%	15.0%		
30mm	1,998.00 12.5%					
40mm	2,084.00 12.5%				233.28	233.28
50mm	2,754.00 12.5%				12.5%	9.1%
75mm	3,261.60 12.5%	205.20 15.0%	210.60 13.0%	218.16 13.0%		
100mm	17,820.00 428.8%					
150mm	18,900.00 103.7%					
200mm	99,360.00 417.7%					

【現行の料金表】 (1か月につき)(単位:円 消費税8%込み)						
メーターの口径	基本料金 8m ³ まで	従量料金 (m ³ 当り)				
		8m ³ を超え 16m ³ までの分	16m ³ を超え 25m ³ までの分	25m ³ を超え 50m ³ までの分	50m ³ を超え 100m ³ までの分	100m ³ を超え 200m ³ までの分
13mm						
20mm	1,134.00	142.56	155.52	171.72		
25mm						
30mm	1,782.00					
40mm	1,857.60				207.36	213.84
50mm	2,451.60					
75mm	2,905.20	179.28	186.84	193.32		
100mm	3,369.60					
150mm	9,277.20					
200mm	19,191.60					

※ただし、平成31年(2019)10月から消費税率が10%に改正される予定

□ は、給水原価を下回っている単価(H29決算の180.36円/m³(消費税8%込み))

・単価下部の%(パーセント)は、消費税抜きの現行単価から新単価のアップ率。ただし、基本料金は10円未満を切り捨て、従量料金は1円未満を切り捨てしているため、本来の率とは差異があります。

■ 網掛 は、従量料金単価の水量範囲を統合したもの

島根県内8市等の家庭用(口径13mm)月額料金比較

家庭用(口径13mm)1か月20m ³ 使用した場合の水道料金(メーター使用料を含む)					平成30年4月1日現在	
水道事業者名	基本料金	従量料金	消費税	水道料金(円)		
大田市	1,550	3,000	364	4,914	基本水量8m ³	
江津市	1,641	2,733	349	4,723	基本水量7m ³ ※使用水量により基本料金の変動	
雲南市	1,360	2,267	290	3,917	基本水量8m ³	
松江市	800	2,470	261	3,531	基本水量なし	
安来市※H31/4/1~	1,250	1,946	255	3,451	基本水量8m ³ ※激変緩和2年目H29:3,015円、H30:3,232円、H31:3,451円 ※基本料金の減免あり	
浜田市※H32/10/1~	840	2,350	255	3,445	基本水量なし※激変緩和1年目H30:2,931円、H31:3,188円、H32:3,445円	
出雲市	答申	1,160	1,868	242	3,270	374円 増(税込) 346円増(税抜)
	現行	1,050	1,632	214	2,896	
益田市	1,060	1,740	224	3,024	基本水量8m ³	
斐川水道水道企業団	940	1,511	196	2,647	基本水量8m ³	

平成29年4月1日現在 島根県平均 3,601円、全国平均 3,227.5円

島根県内8市等の家庭用(口径13mm)月額料金比較(グラフ)

